平成２４年（フ）第４６４号
埼玉県吉川市吉川団地４番15号305
破産者　長谷川一三
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２１４号
神奈川県三浦市三崎町小網代507－１、住民票上の住所神奈川県三浦市三崎町小網代1240番地１
破産者　加藤　重治
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２１７号
神奈川県横須賀市秋谷5404番地８　ビーチハウス葉山２Ｆ
破産者　楠　　廣人
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２２１号
神奈川県横須賀市津久井３丁目14番９号　寿荘102号、開始決定時の住所神奈川県横須賀市津久井１丁目３番７号
破産者　千葉　晃久
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第５３６号
静岡市清水区清地34番地
破産者　望月　禎二
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１２号
愛知県一宮市北方町北方字西金丸13番地７
破産者　有限会社平安物産こと　鬼頭　晃生
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１３２号
愛知県一宮市大和町妙興寺字伊勢田８番地　レジデンス杉101号
破産者　美容館カームハンズこと　石本　健二
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２３３号
愛知県江南市赤童子町桜道41番地１
破産者　杉本　壮弘
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２３４号
愛知県江南市赤童子町桜道41番地１
破産者　杉本　昌代
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２７６号
愛知県一宮市北園通７丁目４番地２
破産者　鵜飼　秀幸
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第７６１号
広島市安佐南区毘沙門台２丁目19番10号
破産者　伊藤みずほ
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８１２号
福岡市城南区堤団地４番502号
破産者　鶴田　健治
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４１２号
佐賀県鳥栖市村田町669番地７　コーポかおりＢ－102
破産者　樗木　　勝
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０１号
佐賀県佐賀市新中町８番14－1201号
破産者　山本利枝子
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４３６号
熊本県上益城郡御船町大字小坂1516番地
破産者　真田　　透
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７０号
北海道北見市留辺蘂町松山19番地28
破産者　川上　範仁
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
福島県伊達郡川俣町字中丁10番地、従前の住所神奈川県横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘２丁目23番８－605号
破産者　久保　正士
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第８０号
福島県西白河郡中島村大字吉岡字上平１番地10、住民票上の住所福島県西白河郡中島村大字吉岡字大泉坊山８番地の１
破産者　本宮　　裕
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
福島県西白河郡西郷村大字鶴生字横道112番地、前住所福島県西白河郡西郷村大字小田倉字後原37番地５
破産者　白井　健一
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係